契 約 変 更 理 由 書

神 戸 市

工　　事　　名	中央区中山手７丁目擁壁補強工事

契約変更後の工事概要

・宅地擁壁補修工事　１式

契約変更の理由

１．現地精査の結果、クラック充填補修工のクラック背面に空隙が認められたため、
下地処理のため、空隙を充填する必要が生じたため増工となる。

２．現地精査の結果、上部 CB ブロック積擁壁に亀裂が生じ、不安定化していたため、
崩壊防止のため、亀裂等の補修工を行う必要が生じたため増工となる。